

平成 22 年度税制改正要望について
 (主要項目のゼロ次査定に対する意見)

平成 21 年 11 月 26 日
 金融担当副大臣 大塚耕平

政治レベルでの随時調整が必要な 12 項目のうち、他省庁関連分を除く 9 項目に関する意見の概要は以下のとおり。

1. 投資促進・市場活性化

- (1) 「金融所得課税一体化の範囲拡大」(D) については、金融商品間の損益通算の対象を拡大することで、リスク商品に投資しやすい環境整備に寄与。
- (2) 「少額の上場株式等投資のための非課税措置」(P) については、個人投資家の裾野を広げる観点から有意な施策。
- (3) 「非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実」(B) は、わが国社債市場に対する海外投資家の投資促進効果を期待。
- (4) 「国外発行の社債(民間国外債)の利子非課税措置の恒久化等」(C一部B) は、諸外国との投資環境のイコール・フットィングの観点から求められる対応。
- (5) 「特定社債の国内 50%超募集要件の見直し」(D) については、海外機関投資家の対日投資の阻害要因を除去する意味で有用。

2. 商品の整合性確保

- (1) 「個人年金保険料控除の対象に年金積立障害保険(損保年金)を追加すること」(D) は、機能的に差のない生保の年金商品との平仄を整える観点から合理的。
- (2) 「火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長」(D) は、自然災害が多発する中、商品の本来の機能を維持する観点から整合的な対応。

3. 適正化

- (1) 新たな類型の投資法人債を譲渡益課税の対象となる公社債に含めることは、商品間の平仄を整える意味はあるものの、債券税制全体の見直しの中で対応すべき。
- (2) 特定目的会社の特定出資は設立資金として機能しており、有価証券とは異なる性質であり、優先出資と同様の扱いをすることは必ずしも合理的ではない。

(参考) ゼロ次査定概要

| | A | B | C | D | P | — | 適正化 | 計 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----|----|
| 随時調整(政治レベル) | 0 | 1 | 2 | 5 | 1 | 1 | 2 | 12 |
| 随時調整(その他) | 0 | 7 | 2 | 7 | 0 | 1 | 4 | 21 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |